

1 立地適正化計画について

1-1 立地適正化計画とは

わが国では、急速な少子高齢化を背景に、今後加速度的に人口減少が進むことが予測されるため、高齢者や子育て世代が安心できる健康で快適な生活環境の実現や、財政面および経済面における持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした背景から、住民や民間事業者と行政が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、都市再生特別措置法が一部改正され(平成26年8月施行)、市町村は立地適正化計画を策定することが可能になりました。

この計画は、都市全体の観点から居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の配置や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携によって、都市部だけでなく農山村地域に暮らす誰もがこれらの生活利便施設等を利用できる、「ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すための計画です。

本市においても、人口減少が続くとともに、少子高齢化が進行しており、地域社会の維持や労働力の減少、地域経済の衰退等、様々な影響が懸念されています。

こうした背景を踏まえ、本市では、最上位計画である「第二次十日町市総合計画後期基本計画」で掲げた目指すまちの姿・基本方針などに即するとともに、「十日町市都市計画マスタープラン」、「十日町市中心市街地活性化基本計画」等と調和したまちづくりを推進し、本市ならではの持続可能な都市構造を構築していきます。

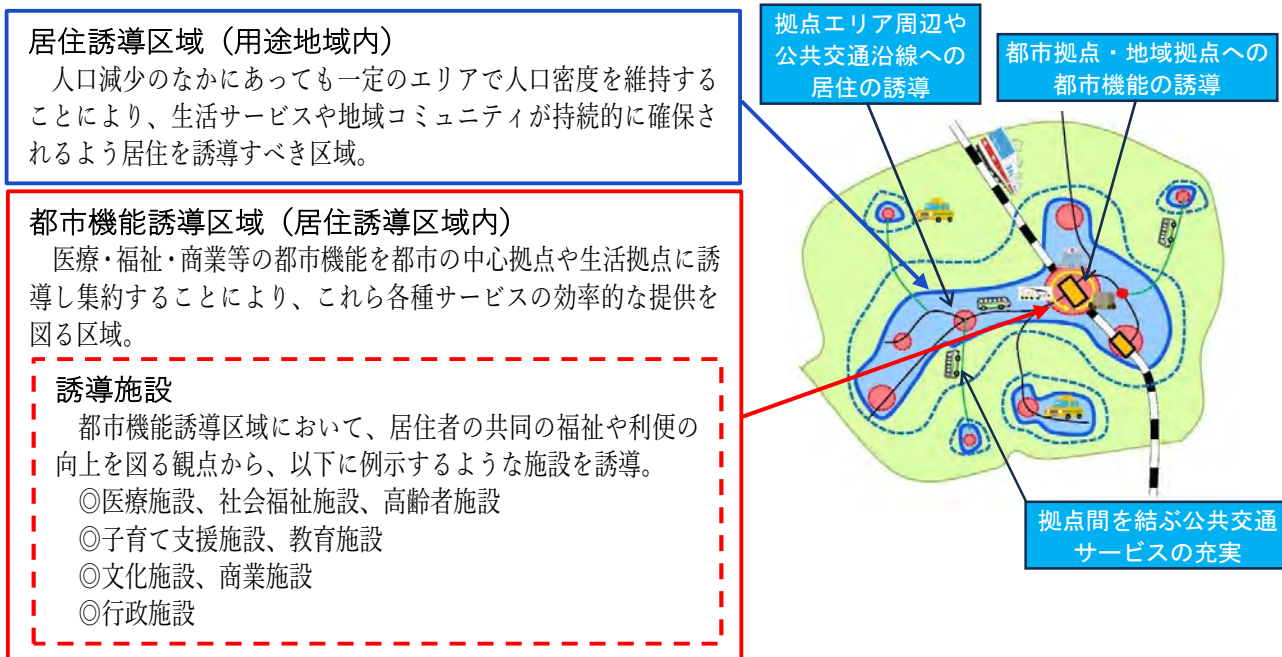


図 立地適正化計画のイメージ

1. 立地適正化計画について

1-2 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、市町村の総合計画や都道府県の都市計画区域マスタープラン等に即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものでなければなりません。

また、法定事項が記載された立地適正化計画が法定の手続きにより公表されたときは、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされます。

本計画については、以下のとおり「第二次十日町市総合計画後期基本計画」、「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン」、「十日町都市計画区域マスタープラン」、「川西都市計画区域マスタープラン」に即し、また、「十日町市都市計画マスタープラン」等と調和を保つとともに、各分野の計画と連携した計画として位置づけます。

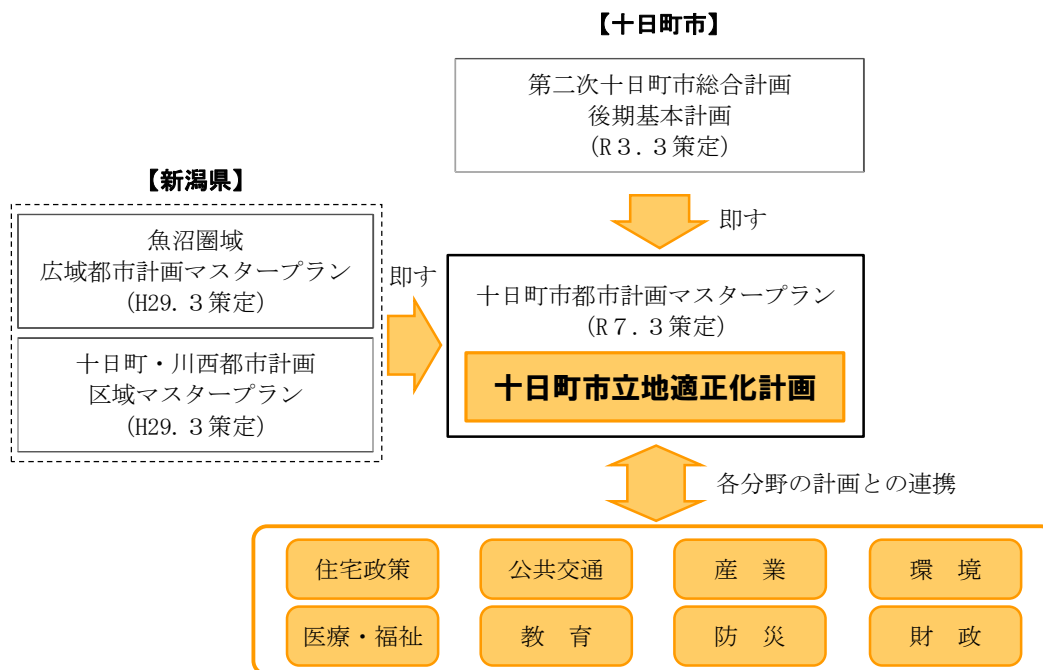


図 十日町市 立地適正化計画の位置づけ

1. 立地適正化計画について

なお、本計画に関連して上位・関連計画に示された、まちづくりの方向性などを以下に整理します。

●今後のまちづくりの方向性

「第二次十日町市総合計画後期基本計画」では、本計画に関わる基本方針として“活力ある元気なまちづくり”を掲げており、まちなかのみならず、山や里などの各地域も重視したまちづくりを目指しています。

「第二次十日町市総合計画後期基本計画」

基本方針2 活力ある元気なまちづくり

- (1) 怒涛の人の流れで活気あふれるまち
- (2) 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち
- (3) 力強い産業と雇用を育むまち
- (4) 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち
- (5) 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち

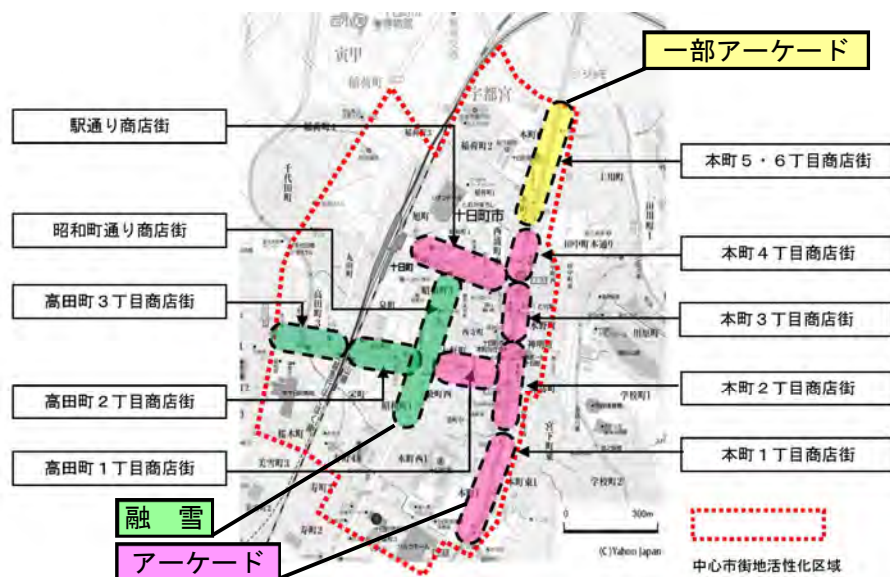


中心市街地活性化の推進、棚田地域・中山間地域等の
地域資源を生かした魅力あるまちづくりを推進

●これまでの中心市街地での取組

総合計画において、今後のまちづくりの方向性が示されるなか、中心市街地では、これまでに賑わい・交流の創出に向けて、商店街の整備が実施されています。

- 中心市街地の商店街では、老朽化したアーケードのリニューアルと道路拡幅による歩道設置に併せた融雪歩道の整備を実施し、快適な歩行空間が確保。
- 全国でも有数な豪雪地域であっても、冬期間でも来街者の利便性と安全が確保。



資料：十日町市中心市街地活性化基本計画（平成29年3月24日 第5回変更、十日町市）をもとに作成

図 中心市街地商店街の位置と施設状況

1. 立地適正化計画について

また、中心市街地では、中心市街地活性化計画などにに基づき、これまでに賑わいや交流の創出に寄与する各種施設が整備されています。

- 越後妻有交流館
- 市民活動センター 十じろう
- 市民交流センター 分じろう
- 越後妻有文化ホール・中央公民館 段十ろう

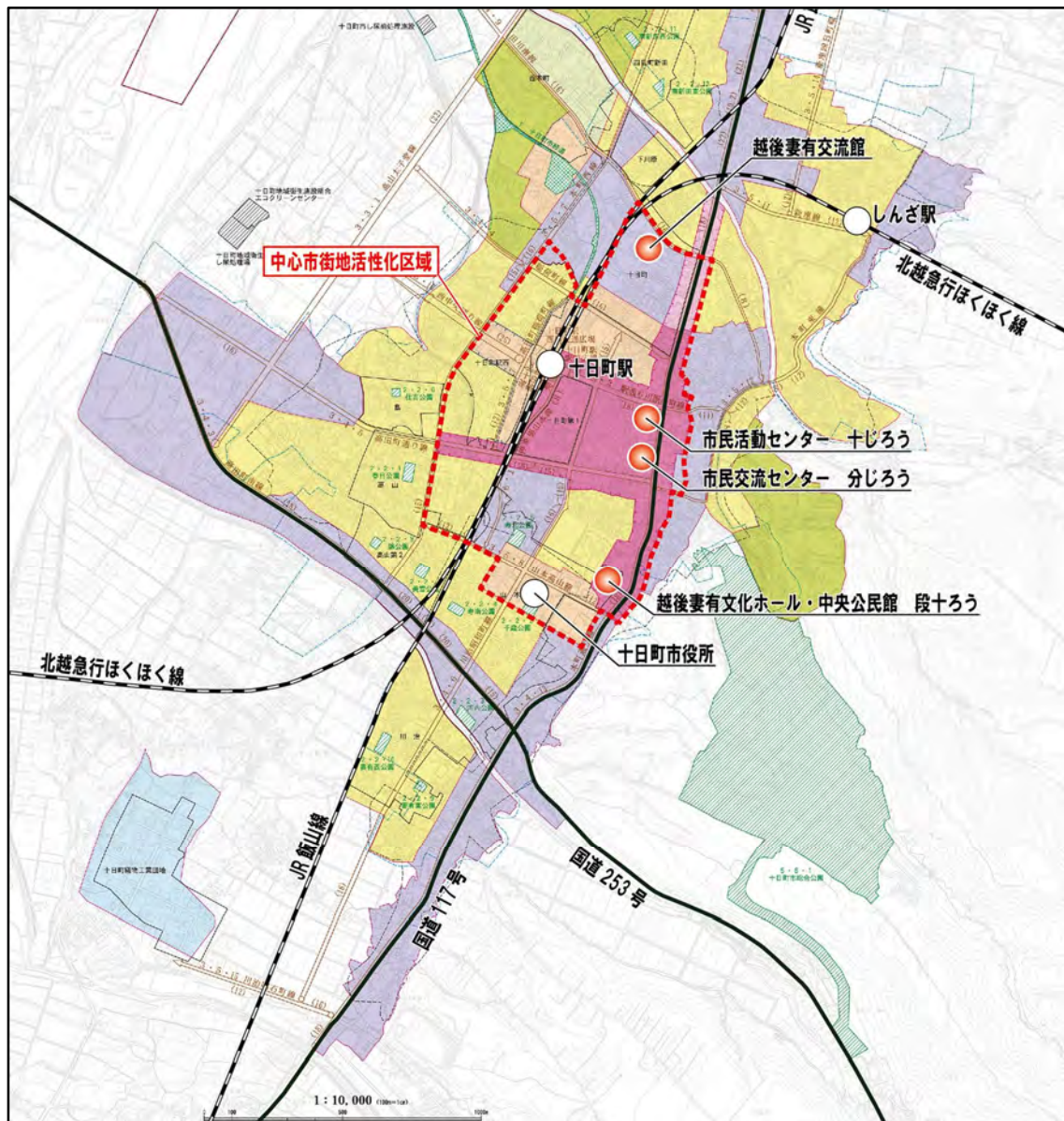


図 中心市街地の交流施設

1. 立地適正化計画について

1-3 立地適正化計画区域の設定

都市計画運用指針では、立地適正化計画の区域について「立地適正化計画の区域は都市計画区域内でなければならないが、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となる。」としています。（第12版都市計画運用指針、令和6年3月、国土交通省）

このことから、本市では、都市計画区域全体（19,545ha）を立地適正化計画区域とします。

なお、本計画は、都市計画区域を対象としますが、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成により、都市計画区域外での生活利便性の確保にも留意した計画とします。

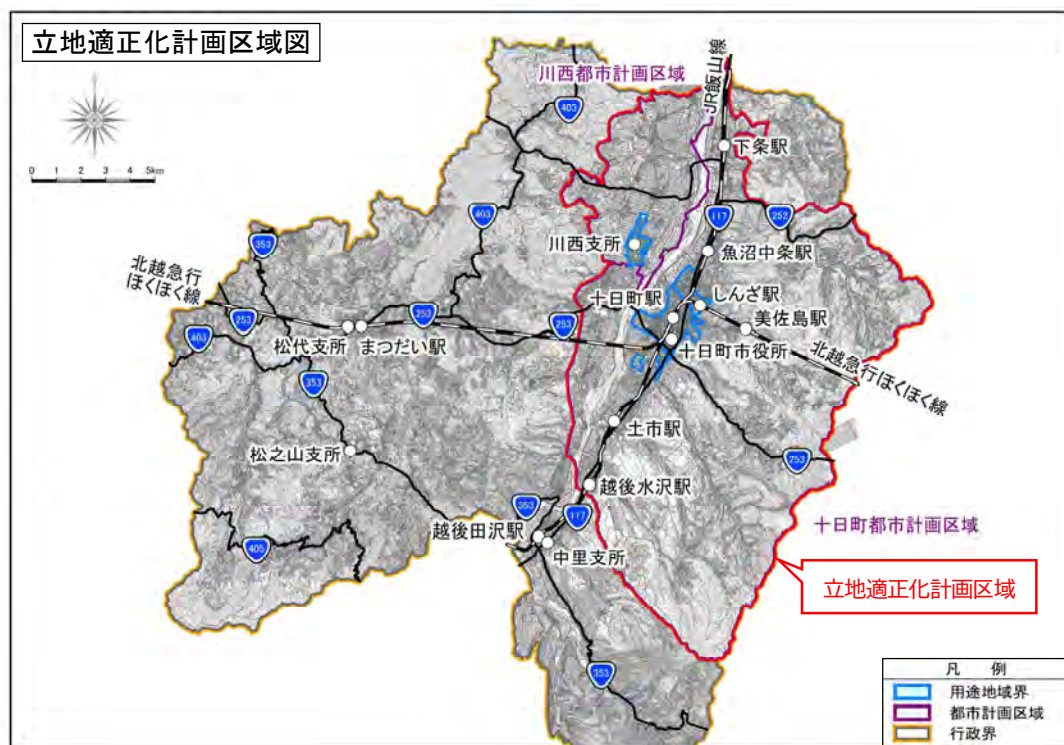


図 十日町市 立地適正化計画区域

1-4 立地適正化計画の計画期間

都市計画運用指針では、立地適正化計画について、「一つの将来像として、おおむね20年後の都市の姿を展望することが考えられるが、併せてその先の将来も考慮することが必要である。」とされています。

また、「必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきである。」としています。

都市計画運用指針の考え方を踏まえ、十日町市立地適正化計画の計画期間は、おおむね20年後の2045年（令和27年）を目標年次とし、必要に応じて立地適正化計画の見直しを行うものとします。